

(参考) 用語解説

ページ	用 語	解 説
1	普通交付税	地方交付税の一つ。地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障するためのもの。
2	普通財産	公有財産のうち、行政財産（直接に公の目的に供されるもの）を除くもの。特定の用途又は目的をもたない。
	市債	地方公共団体が、資金調達的手段として金銭を借入れ、又は債券を発行することにより負う債務のことで、償還が次年度以降にわたるもの。
	財政調整基金	地方公共団体が年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金。財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うためのもの。
	健全化判断比率	実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称のこと。財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、財政状況を客観的に表すもの。
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（公営企業会計や一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の標準財政規模に対する比率のこと。
	将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全度を測る指標の一つ。地方公共団体の借入金（地方債）の現在高など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
3	指定管理者制度	公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するもの。
4	生産年齢人口	人口統計で、生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口のこと。

(参考) 用語解説

ページ	用 語	解 説
5	普通会計	地方公共団体を統一的な基準で比較するため、地方財政状況調査で用いられる会計区分のこと。具体的には、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合した会計。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費、地方債の元利償還金等の公債費などの任意に削減できない硬直性が強い経費のこと。
	扶助費	地方公共団体が、社会保障制度の一環として各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行う各種扶助に係る経費のこと。
	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費のこと。
7	基礎自治体	国の行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度がある団体。市町村や特別区のこと。
	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報処理や通信関連の技術、産業、設備、サービスなどの総称のこと。
	N P O	Non Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、事業収益を目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得していると、特定非営利活動法人（NPO法人）となる。
9	自主財源	地方公共団体の財源のうち、国や県などに依存しないで独自に調達できるもの。地方税のほか、使用料・手数料・寄附金など。
12	マネジメントサイクル（PDCAサイクル）	行政経営改革を推進するために、「計画」（Plan）、「実施」（Do）、「評価」（Check）、「改善」（Action）により継続的な改善を図るサイクルのこと。
	行政経営審査会	行政経営改革の推進を目的として、副市長を中心に設置する庁内会議で、行政経営改革プランに係る審査などを行うもの。

(参考) 用語解説

ページ	用 語	解 説
13	B P R (ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)	既存の組織や業務そのものを根本的に見直し、職務、業務フロー、組織、システム等を再構築することで、業務の効率化を図ること。
14	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。子育てに関する手続きがワンストップでできたり、行政機関からのお知らせなどを確認できるもの。
	モバイル端末	携帯電話、スマートフォン、タブレットなどの小型・軽量で持ち運びに適した電子機器の端末の総称のこと。
15	A I	Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。
	R P A	Robotics Process Automationの略で、これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。
16	Web会議	遠隔地とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるもの。
17	自治体クラウド	地方公共団体が情報システムを庁舎内で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用できるようにする取組のこと。
18	P F I	Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・ノウハウを活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業を実施するための手法のこと。
	P P P	Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。P P Pの中には、P F I、指定管理者制度、包括的民間委託等が含まれる。
21	包括的民間委託	受注した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

(参考) 用語解説

ページ	用 語	解 説
25	A I チャットボット	チャット（会話）をロボットが代行してくれる自動会話プログラムに、A I（人工知能）を活用するもの。住民からの問い合わせをA Iが自動回答するインターネットを利用したサービス。
	SNS	Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
26	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者などが保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるような形で公開されたデータのこと。
27	O J T	On the Job Trainingの略。職場において上司、先輩が日常的な仕事を通じて、又は仕事に関連させながら、部下、後輩を指導育成すること。
28	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発など様々な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、多様な生き方が選択・実現できること。
32	基金	地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。
35	地方公会計	地方公共団体で行われている官庁会計に、複式簿記・発生主義会計といった企業会計の手法を導入し、どれだけの資産を蓄えているかや資金がどのように動いたかを明らかにするもの。